

中津川・恵那 広域ごみ処理施設整備に向けて



令和7年7月28日（月）

恵那市環境課

はじめに

- ✓ 恵那市と中津川市は、持続可能な資源循環型社会の実現に向け、ごみ処理の広域化協議を進めている。
- ✓ ごみ処理の広域化を円滑に進めるためには、現在、両市で異なるごみ分別区分の統一が不可欠であり、資源循環の促進や廃棄物の適正処理を図る上でも重要なポイントとなる。
- ✓ ごみ分別区分の検討は、ごみの減量・処理に関する基本的事項について専門的かつ客観的な立場から意見を述べる場として設置された、両市のごみ減量等に関する審議会の意見聴取が合理的かつ効果的である。
- ✓ 両市は「ごみ分別区分の統一（案）」を作成し、審議会へ意見を求めます。両市の現状と課題、新たな分別区分によるメリット・デメリット、住民への影響予測なども併せて説明し、多角的な視点から意見を求めます。
- ✓ 審議会で作られた意見を今後策定する**施設整備基本計画に反映**し、市民生活への配慮とともに効率的なごみ処理体制の構築を図る。

両市の施設の現状

- ✓ 現在、両市ではそれぞれが保有するごみ処理施設でごみ処理を行っている。
- ✓ ごみ処理施設の耐用年数は、一般的に20～30年程度とされている。
- ✓ ごみ処理施設の更新は、両市の財政状況、将来の人口推計等から、国の方針に基づく広域化の検討が必要となった。

項目	中津川市環境センター	エコセンター恵那
施設外観		
所在地	中津川市駒場2261番地 6	恵那市長島町久須見1013番地 1
竣工	平成16年 3 月	平成15年 3 月
処理方式	流動床式ガス化溶融方式	固形燃料（RDF）化
処理能力	ガス化溶融施設：98t/日(49t/日×2基) 粗大不燃施設：17t/日	90t/日（RDF炭化設備：72t/日）

ごみ処理広域化協議の主な経過

【令和元年度】

中津川・恵那広域行政推進協議会幹事会に環境部会を設置し、協議を開始

【令和2年度】

広域行政政策会議において広域化協議の推進を決定

【令和3年度】

令和4年3月28日「ごみ処理広域化の推進に関する基本合意書」を締結

◎合意内容

1. 一般廃棄物処理施設、中継施設、最終処分場、付帯施設の建設及び管理運営について協議する。
2. 新ごみ処理施設の一般廃棄物処理対象地域は、構成団体の行政区域とする。
3. 新ごみ処理施設の稼働目標年度は、令和15年度を目途とする。
4. 本合意書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、構成団体で協議の上、決定する。

ごみ処理広域化協議の主な経過

【令和4年度】

- 先進地視察・・・広域化協議の手法、最新の処理方設、建設候補地の選定方法
- 今後の進め方について(建設候補地の選定方針)

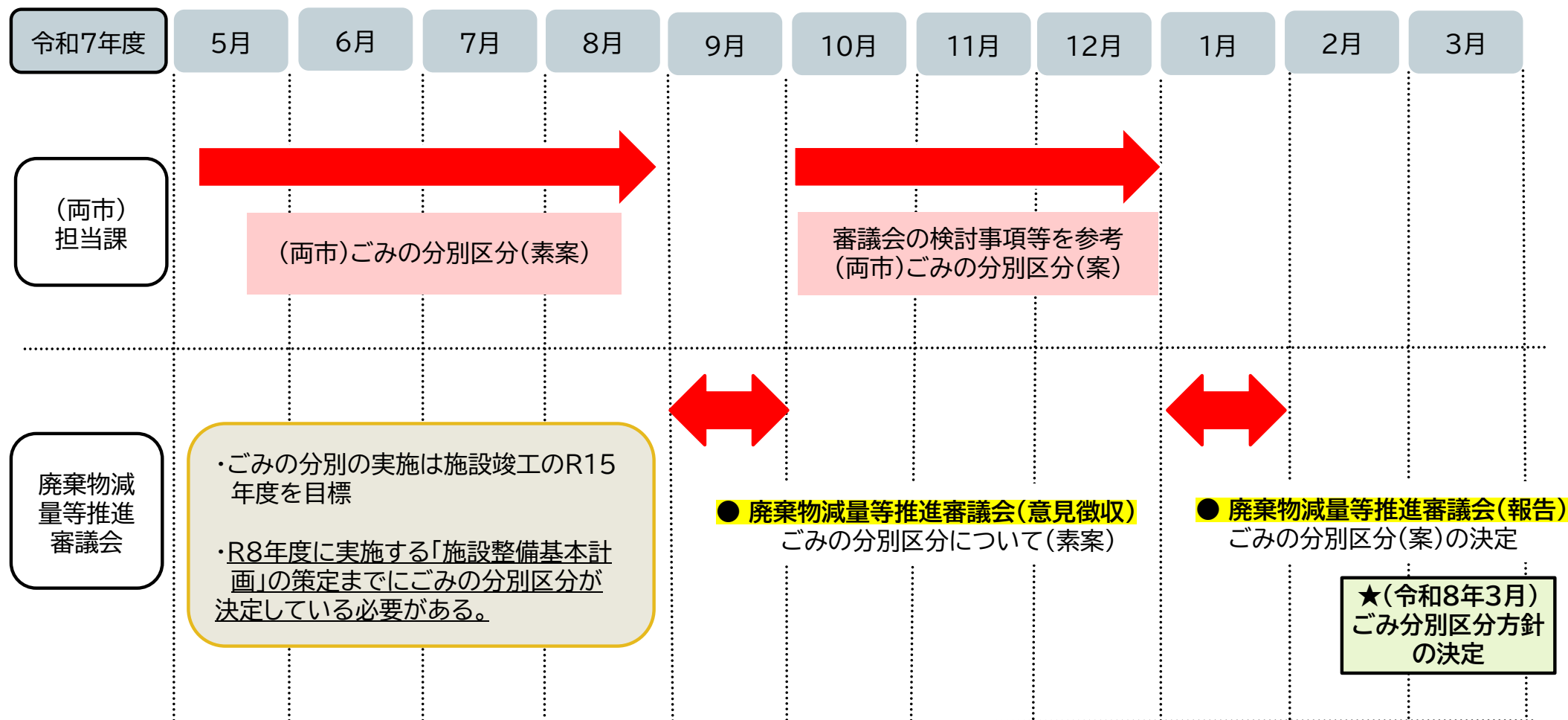
【令和5年度】

- 建設候補地選定に向けた判断基準のイメージ検討
- 先進地視察・・・屋根付き最終処分場、焼却・リサイクル・最終処分場の一体整備施設、地域貢献施設

【令和6年度】

- 中津川・恵那広域ごみ処理施設整備建設候補地検討委員会の開催(5回)
 1. 広域ごみ処理施設整備基本構想を策定
 - 「広域ごみ処理施設の整備方針や基本的な方向性をとりまとめる」
 2. 建設候補地の選定方法について
 - 「建設候補地は公募により選定することを決定」
 - 「公募要項(案)及び評価基準(案)の策定」

基本計画策定に向けたごみ分別区分等の決定 (プラ新法対応)の流れ (案)



両市の分別区分

関連法	リサイクル対象物品	具体例	中津川市	恵那市
容器包装リサイクル法	金属	アルミ缶	○	○
		スチール缶	○	不燃ごみ
	ガラス	無色(牛乳びん等)	○	○
		茶色(ビールびん等)	○	○
		その他の色	○	○
	紙	紙パック(牛乳パック等)	○	○
		段ボール	○	○
		その他の紙製容器包装(菓子箱類、手提げ袋等)	○	○
	プラスチック	ペットボトル	○	○
		その他のプラスチック製容器包装(食品トレイ、レジ袋等)	可燃ごみ	可燃ごみ
プラスチック資源循環法	容リ法対象以外のプラ使用製品廃棄物	プラスチック使用製品廃棄物(プラ製の文房具、バケツ、定規等)	可燃ごみ	可燃ごみ
小型家電リサイクル法	小型電子機器	小型電子機器(携帯電話、デジタルカメラやゲーム機等)	不燃ごみ	不燃ごみ
家電リサイクル法	家庭用家電製品	家庭用家電製品(エアコン、テレビ、冷蔵庫類、洗濯機類)	○	○
資源有効利用促進法	パソコン	パソコン、ディスプレイ	○	○

○：分別区分を設け、リサイクル等を行っている

事務局（案）検討方針

【分別区分検討の方針】

- ✓ 両市の現状の分別区分をベースとし、変更・統一が必要な項目について検討する。
- ✓ 環境省「第5次循環型社会形成推進基本計画」に基づき、資源を効率的・循環的に有効活用する循環経済への移行を図る。
- ✓ 可能な限りの徹底的な資源循環を図る分別区分とする。

【優先1】 「再資源化」が可能なモノ⇒資源化するごみ

**【優先2】 「エネルギー回収」が可能なモノ
⇒燃やせるごみ**

再資源化もエネルギー回収もできないモノ
⇒燃やせないごみ or 埋立ごみ or 受け取らないごみ